# ○○○○マンション「急速充電設備使用細則案」

## (趣旨)

第1条 この細則は、〇〇〇〇〇マンション管理規約(以下「規約」という。)第70条(細則)の規定に基づき、規約第15条(駐車場の使用)の規定に基づく駐車場使用細則のうち、急速充電区画の管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - 一 管理組合 規約第6条(管理組合)第1項に規定する○○○○○マンション管理組合をいう。
  - 二 急速充電設備使用契約 規約第15条(駐車場等の使用)第1項に規定する駐車場 使用契約のうち、急速充電区画に係るものをいう。
  - 三 管理費等 規約第25条(管理費等)に規定する管理費等をいう。
  - 四 使用料 規約第29条(使用料)に規定する駐車場使用料その他敷地及び共用部分等に係る使用料をいう。
  - 五 理事長 規約第38条(理事長)に規定する理事長をいう。
  - 六 総会 規約第42条(総会)に規定する総会をいう。
  - 七 理事会 規約第51条(理事会)に規定する理事会をいう。
  - 八 急速充電設備使用者 管理組合と急速充電設備使用契約を締結して急速充電区画を 使用する区分所有者をいう。

#### (使用の申込み)

- 第3条 急速充電設備使用契約の申込みは、別紙様式第1による書面(以下「契約申込書」という。)を理事長に提出してしなければならない。ただし、区分所有権を有しない者は申込みをすることができない。
- 2 区分所有者は、2以上の急速充電設備使用契約の申込みをすることができない。一の 専有部分につき2以上の区分所有者が存在する場合であっても、同様とする。
- 3 次の各号の一に該当する場合には、区分所有者は、急速充電設備使用契約の申込みを することができない。
  - 一 管理費等、使用料、その他の管理組合へ納入すべき費用の納入を○ヵ月以上滞納しているとき。
  - 二 所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に貸与しているとき。
  - 三 管理組合と急速充電設備使用契約を既に締結しているとき。

#### (急速充電設備使用契約の締結)

第4条 理事長は、契約者を決定したときは、別記様式第2による書面(以下「急速充電 設備使用契約」という。)で急速充電設備使用契約を締結するものとする。

## (契約期間)

第5条 急速充電設備使用契約期間は、○年間とする。

# (急速充電設備区画の指定)

第6条 急速充電設備使用者が使用する急速充電設備区画は、規約第15条(駐車場の使用)第1項において規定する別添の図に示すものとする。

# (急速充電設備を利用する自動車)

- 第7条 急速充電設備使用者は、急速充電設備を利用する自動車を急速充電設備使用契約書に記載して特定しなければならない。ただし、急速充電設備使用契約を締結すべきときに自動車を保有せずこの特定ができない場合には、急速充電設備使用者がこれを保有した後、すみやかに次項に規定する書面で届け出ることにより、この記載に代えることができる。
- 2 急速充電設備使用者は、急速充電設備を使用する自動車を変更したときは、すみやかに理事長に別記様式第3による書面で届け出なければならない。

# (急速充電設備の使用)

- 第8条 急速充電設備使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - 一 急速充電設備使用区画の利用は、充電時のみとし、充電完了後は速やかに車両を 移動すること。
  - 二 急速充電設備を利用する際は○○○○により事前予約した上で使用すること。
  - 三 急速充電設備を使用する場合は、取扱説明書の内容に従うこと。
  - 四 契約電気自動車の充電以外の目的で急速充電設備を使用しないこと。
  - 五 急速充電設備及び施設に損傷、汚損を与えたときは、速やかに管理組合に連絡し、 その指示に従うこと。
  - 六 その他、管理組合又は理事会の定める事項及び指示に従うこと。

## (使用料の納入等:定額徴収の場合)

- 第9条 急速充電設備使用料は、規約第60条(管理費等の徴収)第1項の規定により、 急速充電設備使用者が当月分を前月の〇日までに一括して納入しなければならない。
- 2 前項の急速充電設備使用料は、月額〇円とし、一月に満たない期間の使用料は、一月 を30日として日割計算(10円未満の端数は切捨て)した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、急速充電設備使用料の額、賦課徴収方法その他の急速充電設備の管理又は使用に関する事項(これらの変更に関する事項を含む。)について総会の決議があったときは、急速充電設備使用者は、これに従わなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第10条 理事長は、急速充電設備使用者が管理費等、使用料その他の管理組合へ納入すべき費用の納入をしない場合において、その支払いの催告にもかかわらず第3条第3項第一号に該当することとなったときは、直ちに急速充電設備使用契約を解除することができる。
- 2 前項に規定するほか、急速充電設備使用者が法令、規約、この細則又は急速充電設備 使用契約書の規定に違反した場合において、その是正及び原状回復の請求に応じないと きは、理事長は、理事会の決議を経て急速充電設備使用契約を解除することができる。

# (急速充電設備使用者からの解約)

第11条 急速充電設備使用者は、管理組合に対して1月前までに別記様式第4による書面をもって解約の申入れを行うことにより、急速充電設備使用契約を解約することができる。

# (禁止事項)

第12条 急速充電設備使用者は、契約自動車以外の自動車の充電、又は第三者にこの急速充電設備を使用させ、若しくは急速充電設備の使用権を譲渡することができない。

# (事務の委託)

第13条 理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

# (細則外事項)

第14条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところ による。

## (細則の改廃)

第15条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この 細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、す ることができない。

#### (細則原本)

- 第16条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名 押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
- 2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

# 附則

## (細則の発効)

# 第1条

この細則は、平成〇年〇月〇日から効力を発する。